

令和 2 年 第 2 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録										
開催年月日		令和2年2月25日（火）								
開催場所		白岡市役所 4 階 特別大会議室								
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時03分			議 長	進 藤 貴 一			
		閉 会	午前 9時43分			議 長	進 藤 貴 一			
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長				仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員					
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要		
	1	吉 澤 眞 吉		欠席	1	齋 藤 美 佐 夫		出席		
	2	鈴 木 健 一		出席	2	長 澤 い と		出席		
	3	関 山 功 一		出席	3	吉 田 敏 雄		出席		
	4	進 藤 貴 一		出席	4	大 久 保 要 夫		出席		
	5	小 野 田 憲 司		出席	5	細 井 和 夫		出席		
	6	小 島 俊 雄		欠席	6	渡 邊 明 子		出席		
	7	八 木 橋 健 一		出席	7	飯 田 孝		出席		
	8	江 原 勝		出席	8	安 野 和 好		出席		
	9	井 上 日 出 巳		欠席	9	山 岸 良 一		欠席		
	10	岩 上 賢		出席						
	11	荒 井 肇		出席						
	12	白 石 富 子		出席						
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		19名		
	14	大 山 峰 夫		出席		欠席者		4名		
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者		農政課		説明員2名		
事務局		事務局長	嶋崎 徹			主幹		手島 淳		
		主査	大塚 一隆			主任		塩村 孝太郎		
		主任	安藤 寛子							
説明員		主査	大塚 一隆			主任		塩村 孝太郎		
		主任	安藤 寛子			農政課		佐藤 秀幸		
		農政課	志水 翔希							
会議次第		別添のとおり			配布資料		別添のとおり			

審議事項

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (3) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) 農地法第5条の規定による受理の取消について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和2年第2回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方はおりません。
局長	現在の出席委員は農業委員11名、推進委員8名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
	【開会 午前9時03分】
議長	現在出席委員11名であり定足数に達しておりますので、これから第2回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に関山委員、小野田委員を指名いたします。
議長	まず初めに事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	本日、審議を予定しております、総会資料4ページの議案第3号番号7の譲受人について訂正がございました。訂正内容については、譲受人欄から女性の名前を削除し、男性単独での申請となるものです。お手元の資料の訂正をお願いいたします。
<u>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見</u>	
議長	日程第1 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2ページ目を御覧願います。 番号1が、所有権を有する申請地について、住宅敷として転用するための申請です。 申請人につきましては、現在、市内の貸家にて生活しておりますが、子供と共に生活するには住宅が手狭であることから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたし

委員 議長 議長 議長 議長	ます。 農地法第4条現地確認の報告について申しあげます。今回申請の議案第2号番号1の申請について、2月19日に現地を確認しました。 現地は案内図1ページ目をご覧ください。場所は●●●●西口ゲートの北側です。申請地は小さな草が生えている程度です。転用理由等は事務局説明のとおりです。 昭和60年頃は14件位の住宅が建っていましたが、現在は、運送業の倉庫と住宅が増加し、40数件の住宅地となっております。今後も住宅の増加が見込まれております。申請地に対しては違反等もなく、従いまして申請案件はやむを得ないと思われます。皆様の御審議をお願いします。 報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり] 質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [質疑等なしという声あり] 異議なしと認めます。よって議案第2号については、原案のとおり決定します。
<u>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見</u>	
議長 事務局	日程第2 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は8件でございます。 総会資料の3ページから4ページ目を御覧願います。 番号1 譲受人が譲渡人から使用貸借権を設定し、住宅敷拡張として転用するための申請です。 申請人の母屋の建替えに伴い、接道要件が無いことが判明したことから、現在使用している進入路を拡張するために、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号2 譲受人が譲渡人から使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。 申請人につきましては、現在、市内の貸家にて生活しておりますが、子供と共に

生活するには住宅が手狭であることから、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

番号3 譲受人が譲渡人から使用貸借権を設定し、農家分家住宅敷として転用するための申請です。

申請人につきましては、現在、市内の貸家にて生活しておりますが、子供と共に生活するには住宅が手狭であることから、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地と判断されますが、農業者である祖母が2親等内におり、農家分家住宅の要件を満たすことから、農地転用の見込みがあるものとなります。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

番号4 譲受人が譲渡人から使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。

申請人につきましては、現在、市内の貸家にて生活しておりますが、子供と共に生活するには住宅が手狭であることから、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

番号5 譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。

申請人につきましては、現在、市外の貸家にて生活しておりますが、子供と共に生活するには住宅が手狭であることから、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

番号6 譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。

申請人につきましては、現在、市外の貸家にて生活しておりますが、子供と共に生活するには住宅が手狭であることから、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

	番号7 譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 申請人につきましては、現在、市内の貸家にて生活しておりますが、子供と共に生活するには住宅が手狭であることから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号8 譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 申請人につきましては、現在、市内の貸家にて生活しておりますが、子供と共に生活するには住宅が手狭であることから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	農地法5条現地確認について番号1について報告します。現地案内図2ページをご覧ください。申請地については、2月22日に現地を確認しました。申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。転用理由については事務局説明のとおりです。現在、申請者は農地として利用しており違反等はされておりません。 この案件については、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いします。
議長	続きまして番号2、3、5、6、7の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	番号2、3、5、6、7の転用理由等については事務局説明のとおりです。現地番号2、3、5について現地案内図3ページ目から4ページ目をご覧ください。 番号2については、駅より約450mの所に位置します。番号5については、番号2から50mの所に位置します。道路幅及び間口については法律に抵触はしておりません。現地については農地として利用しており、違反等もありません。10ha以上の集団農地とも認められませんでした。また、周辺は住宅地として著しく発展する見込みがあります。 次に番号3についてですが、道路幅及び間口については法律に抵触はしておりません。また周辺には住宅が点在し、10ha以上の集団農地とも認められませんでした。現地については農地として利用しており、違反等もありません。 次に番号6、7については現地案内図6ページ目から7ページ目をご覧ください。 番号6については駅より850mの場所に位置しています。現地については農地として利用しており、違反等もありません。

	番号7については道路幅及び間口については法律に抵触はしてありません。また周辺には住宅が点在し、住宅地として著しく発展する見込みがあります。現地については農地として利用しており、違反等也没有ありません。 以上5件の案件については、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いします。
議長	続きまして番号4の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請、番号4 農地法5条申請について2月19日に現地を確認しました。現地案内図5ページ目をご覧ください。申請地は庁舎西側、側道200m程に位置し市街化の進んでいる地域です。現在は畑として利用しており、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。駅まで8分と利便性も高く、農地として利用されており、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。詳細については事務局の説明の通りです。皆様の御審議をお願いします。
議長	続きまして番号8の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請、番号8 農地法5条申請について2月18日に現地を確認しました。現地案内図8ページ目をご覧ください。申請地は小学校裏門に通じる場所に位置しています。また10ha以上の集団農地とは認められませんでした。現在は農地として利用されており、違反等也没有ありません。以上のことからこの案件については、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第3号については、原案のとおり決定します。
議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	
議長	日程第3 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。 [農政課担当職員、事務局席へ異動]

議長	本案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	それでは、説明をさせていただきます。 今回、農用地区域からの除外につきまして、令和元年12月2日から12月13日までの2週間をもって受付しましたところ、5件の変更申請がございました。 本日は、この5件につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。 皆様には、今回の除外案件の総括表と、各案件をまとめたインデックスのついた厚い資料を事前に配布させていただいております。 説明については、こちらを基に説明させていただきます。 なお、こちらの資料は、会議終了後、回収をさせていただきますので、机の上に置いたままにしておいてください。 まず、除外の要点についてご説明させていただきます。 1つ目不要不急です。 今どうしてもそこが必要でそこでなければならない理由が必要となります。 続きまして、除外を行う場合は、次の5つの要件を全て満たす必要があります。 （農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項） 1号 農用地区域以外に代替する土地がないこと。 2号 農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。 3号 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。 4号 農業用施設の機能に支障を及ぼさないこと。 5号 土地改良事業の工事完了後、8年が経過していること。 それでは、今回申し出のあった案件に移らせていただきます。 ○番号1 除外申出地は●●の一部です。 事業計画者は隣接する宅地に住んでおりますが、自宅の建替えを検討したところ、既存の道路では接道要件を満たさないことが判明し、路地状敷地の拡張をするために農用地除外の申出をしたものです。 こちらの除外案件については、申出地に複数の違反が見られるため、問題があります。 また、是正の方法によっては、申出内容に大幅な変更が生じる可能性があります。 ○番号2 除外申出地は●●です。 事業計画者は平成30年に除外済みの農地を計画変更して自宅を建築しましたが、当初利用しない予定であった当該申出地について、祖母を引取り介護することを理由に住宅敷地を拡張するため、農用地除外の申出をしたものです。 こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。 ○番号3 除外申出地は●●の一部です。

	事業計画者は現在市内のアパートに住んでおりますが、子供の成長に伴いアパートが手狭となったことから、妻の両親宅から近くにある申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。 こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。 ○番号4 除外申出地は●●です。 事業計画者は隣接する宅地に住んでいますが、以前から庭として利用していた当該申出地を今後も庭として利用するために農用地除外の申出をしたものです。 こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。 ○番号5 除外申出地は●●及び●●です。 事業計画者は現在市内のアパートに住んでおりますが、子供の出産に伴いアパートが手狭となったことから、実家から近くにある申出地を妻の父から使用貸借により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。 こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	支障がなければ、違反がある方はどのような違反なのか、補正事項のある方はどのような対応をするのか伺いたい。
農政課	違反があると判断した番号1、5については、農地に一部建物がかかっているため違反と判断しています。番号1から5に共通することですが、補正の内容としましては書類の内容となっています。白岡市内に家を建てる、敷地を拡張することの理由を整えていただくことが主な補正の内容となっております。
委員	違反があると判断した場所については、建物を撤去することになると思われるが、今後どうなるのか。
農政課	番号1については、農地に大幅に建物がかかっているため、申請者にその旨を説明し、取下げもしくは撤去していただくこととなっています。番号5については農地に大幅に建物がかかっているわけではないので、調整をしながら話を進めていく方向となっております。
議長	他に御質疑等ございますか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	お諮りします。本案につきましては、番号2、3、4の案件についてはやむを得ないものと認め、番号1、5については農政課の説明どおりとした各案件への意見

	を付して、市へ回答することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第４号については、原案のとおり決定します
議長	以上をもちまして、議案第２号から第４号に係る議事を終了いたします。
<u>協議報告事項１ 農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項１ 農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分について、を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項１ 農地法第５条第１項第６号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は３件でございます。 総会資料の７ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、駐車場敷のための転用です。 番号２につきましては、住宅敷のための転用です。 番号３につきましては、店舗敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項２ 農地法第１８条第６項の規定による通知</u>	
議長	続きまして、協議報告事項２、農地法第１８条第６項の規定による通知についてを事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項２ 農地法第１８条第６項の規定による通知についてでございますが、今回報告は７件でございます。 総会資料の８ページ目から９ページ目を御覧願います。 番号１から７につきましては、令和２年１月１７日に届出のあったものです。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	〔質疑等なしという声あり〕
<u>協議報告事項３ 農地法第５条の規定による受理の取消について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項３、農地法第５条の規定による受理の取消についてを事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項３ 農地法第５条の規定による受理の取消についてでございますが、今回報告は１件でございます。

議長	総会資料の１０ページ目を御覧願います。 番号１については、令和２年２月７日に取消願が提出されたものです。 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
協議報告事項４ その他	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項４その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	○「農地利用最適化推進１・１・１運動報告書」について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 ○「令和元年 農地活用世話人活動実績報告書」について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 ○農業委員会活動記録の提出について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 ○来月の農地パトロールについて ・３月３日 吉澤委員・日勝地区推進委員 ・３月１７日 大山委員・篠津地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 ○来月総会 ・３月２６日（木）午前９時 ・議事録署名委員の関山委員、小野田委員の両委員は来月印鑑をお願いします。 ○人権に関する研修について ・研修会は９時５０分から始めます。
局長	現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の応募状況を発表させていただきます。 農業委員につきましては、１月１５日から２月１８日の間で募集をさせていただきました。その結果、１６名の応募がございました。審査会を経た後、議会の議決を経て１４名の委員を決めさせていただきます。 農地利用最適化推進委員につきましては、２月３日から３月９日までの募集期間となっております。本日まで７名の応募がございました。皆様のご協力をお願い申し上げます。
事務局	以上で、協議報告事項４その他を終わります。

議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。お疲れ様でした。
	【閉会 午前9時43分】